

欧州風景街道事業の 調査報告

プロジェクト推進部長 浜田 誠也

REPORT ②

1 はじめに

日本の風景街道では、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与する取り組みを進めているところである。

このため、風景街道の制度・仕組みについては、登録・認定や行政の関わり等を把握し、効果的な施策を講じるとともに、地域活性化や観光対策が必要である。

このような取り組みを重点的に進めていく上では、欧州で行われている観光街道（美しい村、ロマンチック街道）と行政の関わり方等の先進的な事例を調査することが不可欠である。

そのため、フランスの美しい村本部事務局やアウグスブルグ市観光部門の関係者から具体的な手法や事例について調査を行い、施策効果や支援内容等について調査した。その結果について、平成19年6月19日～27日に訪問した概要を報告する。

2 フランスで最も美しい村

2-1 概要

「フランスで一番美しい村」は、Collonges-la-Rouge(ルージュ)

(Corrèze県)村長の Charles Ceyrac (シラク)氏が、1981年、Sélection du Reader's Digest (リーダーズ・ダイジェスト)社発行の「フランスで一番美しい100村」という写真集に、村の希少な財産を保全・プロモートし、村落過疎化に替わる道を提供するツールを見出した事に端を発している。

現在21地方圏、65県にまたがる149村から構成されるネットワークを形成している。

また、現在の美しい村は歴史的経緯から以下の3つの世代に区分される。

【第一世代】：創立総会に参加した創立メンバーである64か村

「フランスで最も美しい100村」に掲載されていたというだけが条件で、参加の意思を表示すれば、審査も受けず、指定を受けた。

【第二世代】：創立総会以降、1991年までに認定された村

「美しい村」は誕生と同時にマスコミにクローズアップされるようになり、多くの村から応募が殺到した時期



で、協会の3名の代表が現地へ赴き、そこで彼らが受ける「感動 (Ceyrac氏の言葉を借りれば Coup de cœur)」だけが唯一の選択基準であった。

【第三世代】：明確な基準のもとに認定された村

1991年に、創立以来これまでボランティアとして活動してきた Jean-Claude VALEIX が、総代表 (Délégué Général) に任命されフルタイムで活動する事になった時期で、「質の憲章」が作成され、村の認定には30の基準が適用されるようになった。

2-2 戦略の3つの軸

(1) 質

- ① 候補となった村を評価をする30



美しい村の町並みと保護文化財

の基準表（3つの排除基準+27の目標基準）

- ② 資産の保全と価値付与に対して継続的な努力を約束する質憲章
- ③ 村が生まれ出し共有する資産の質データバンクにより質を保全

（2）著名度

登録商標により特定された品質の高いイメージに（美しい村のイメージ）助けられ、村の著名度が高められる。

さらに、ガイドブックでの紹介（ミシュランの道路地図と旅行ガイド）、写真集の発行、DVD（現在スイスの会社が新バージョンを撮影中）、インターネットホームページの開設（2007年度末には英語バージョン予定）、全国キャンペーン等の広報活動により著名度を上げている。

（3）開発

ツアー旅行者と共に実施する観光オファー活動、国内外の顧客ニーズにあったサービスの提供、催し物の開催等により観光産業を活性化させる。

2-3 美しい村の選考方法

（1）文書選考（選考ステップ1）

3つの予備選考基準を満たしている事を証明する。

- ① 村落的な規模、すなわち集落人口が2,000人以下である事。
- ② 領域内に最低2か所の保全区域、風致地区ないし保護建造物を所有している事。
- ③ 集团的合意の証明として村議会の審議内容。

（2）現地査定（選考ステップ2）

質政策担当者（現在まではJean-Claude VALEIX、2008年以降は質担当官）が、村の資産の重要度、村域の管理に関するコミューンの活動状況等を現地査定（5日程度）する。査定は27の目標基準表を基礎にして行われる。この基準は次の3つのカテゴリーに分類される。

- ① 財産の現状：5基準
- ② 村の質：10基準（うち都市計画4、建築6）
- ③ 村の財産への価値付与：12基準

（3）質委員会（Commission Qualité）による判断（選考ステップ3）

会員である村会議員、有資格者ないし「専門家」28人から構成される質委員会（年に2回開催）が、質政策担当者が提出した査定報告書を基に、①無条件指定、②条件付き指定、③一時的却下、④最終的却下のいずれかを決定する。（質政策担当者と近隣地の村長は投票資格が無い）

（4）質憲章（Charte de Qualite）（選考ステップ4）

対象コミューンの村長と会長が質憲章に署名することにより新しく美しい村に入会したことが公式化される。これにより、象形的シンボル（ロゴ）を使用する権利と義務（協会が定めた原則の遵守、分担金の支払、協会の作業会議への参加）が与えられる。

（5）再査定と指定取り消し

基準査定表を設定した年である1991年以前に指定を受けた村（第一世代と第二世代）は、厳格な査定が行われておらず、再査定の対象となっている。2007年6月現在まだ査定を受けてない村が15村残っており、全村落の査定が終了するのは一年後である。この過程で質委員会により指定が再度問題にされる事にもなる。再査定された78の村のうち11村が指定を取り消されている。取り消された理由は、主に村の開発方針が変わり急速な開発が進んだケースと、指定後ほとんど活動が実施されていないケースの2つケースである。

2-4 機能

（1）本部

1901年7月1日付けの法律と1901年8月16日付けのデクレに規定された非

営利団体で、本部は発祥の地であるCollonges-la-Rougeに所在。これとは別に実行部隊がクレルモン・フェランに存在する。

（2）決定機関

総会、理事会、事務局と並んで、協会の3本の戦略軸に対応する3つの技術委員会（質委員会、著名度委員会、開発委員会）が設立されている。それぞれの委員会は、会長が委任した事務局メンバーが主宰する。

（3）運営

協会の平均年間予算は約350,000ユーロ。この資金が組織の機能および質、著名度、開発の活動への出資をカバーしている。予算はその2/3が住民一人当たり242ユーロに設定された村の分担金からなっている。これに、公共助成金とパートナー企業の出資、および商標付き商品販売の収入が加わる。

2-5 パートナー

（1）地方自治体

いくつかの県ないし地方圏が資金面、技術面から支援している。一般的に、県は協会の運営コストに対する財政支援、地方圏議会は直接に村へ指定後の維持管理や整備事業への財政支援を行うよう依頼している。

（2）企業

以下の企業が3つの戦略軸をそれぞれ担当して、技術的・財政的に協力している。企業とのパートナーシップは具体的な原則（透明性、持続性、両者の平等）の上に機能し、文書（3年ごとに更新される契約）により共通目標が具体的に設定される。次の3つの企業が、3つの戦略軸をそれぞれ担当して、協会に対して技術的・財政的（各社は難関10,500ユーロを拠出）および人的（自社が関係するテーマ別の委員会に人員を派遣）な協力を行っている

- ① Electricité de France (EDF :

フランス電力公社)は、村の景観向上の一環として、電線網埋設に伴う出資に対して支援。

- ② Sélection du Reader's Digest 社は協会の公式ガイドブックの出版社で、他に写真集やDVDも販売している。
- ③ Sdei 社 (Suez グループの子会社) は、主に水処理から協会の開

発アプローチに協力している。

3 フランスにおける景観・開発1%政策

3-1 政策導入の経緯

1989年11月22日、僻地であった中央山塊地域を東西で南下する無料高速道

路 A20 (L'Occitane) と A75 (La Méridienne) を建設するにあたり、この地域の経済、観光開発を促進する目的で、閣僚会議において採択された。

1995年12月12日、省庁間通達により、この政策は委託であろうが非委託であろうが、すべての大型連絡道路に適用されることになった。



分岐路に設置された看板
：美しい村のロゴが見える



村の入り口に整備された駐車場と案内版



木の扉で隠された配電盤



統一された店舗の看板

3-2 政策の目的

高速道路に関する調査と建設にかかる全事業費の1%を高速道路用地の外側の地域の価値向上、景観回復、地域の経済開発のために割り当てることを目的としている。

3-3 景観と開発事業の実施者

- ① 事業主体は自治体であり、国が事業主体となることはない。
- ② 高速道路が通過する地方自治体が資金援助を申請する（コミューン間協力による事業が優先される）
- ③ 自治体は、白書、ルート憲章、地域憲章等によって事業の内容を具体化する。

3-4 景観と開発事業の出資者と出資割合

- ① 高速道路の整備主体（国、委託高速道路会社等）は、それぞれ的高速道路への出資額の1%を上限として景観・開発事業に割り当てる。
- ② 事業主体（地方自治体）は、高速道路整備主体の出資額と同額以上を出資する。

3-5 景観・開発1%事業

本事業を活用した典型的な事業として、A75沿線の「発見ルート」が存在する。

(1) 発見ルートとは

高速道路の2つのインターチェンジを連絡している一般道ルート（1ルート1時間以内、30数km程度）に対し、案内標識や休憩施設等を整備する事業。

(2) 発見ルート

○事業関係機関

- ① DDE (Haute-Loire 県)
- ② ルート沿道の6つのコミューン

- (村)と2つのコミューン共同体
- ③ 商工会議所 (Brioude、Haute-Loire 会議所連絡会)
- ④ 観光案内所 (Massiac、Blesle、Lempdes)

○背景・経緯

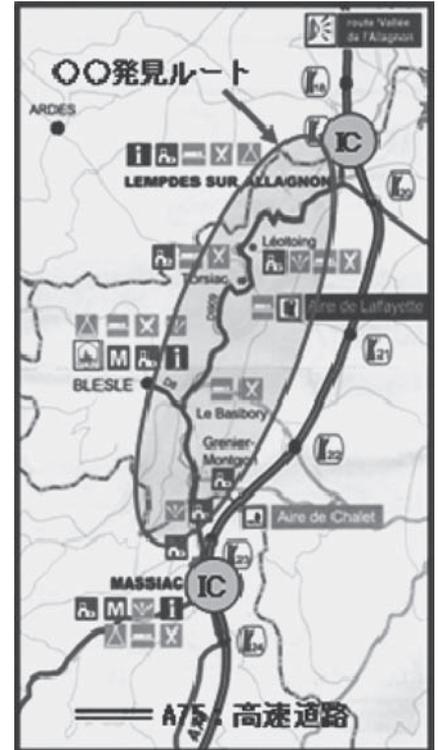
アラニオン渓谷沿いの県道 RD909 号線は、景勝地もあるが、交通利便性の低い過疎地域であった（アラニオン渓谷にある24のコミューンの全人口は7,600人、発見ルート沿道の6つのコミューンの全人口は4,500人）。

この地域は、かつては、国道 N 9 号線（現在の県道 RD909号線）の沿道にあるため、南北の通過交通と夏季の観光客を対象とした観光産業（レストラン、カフェ、キャンプ場）が盛んであったが、A75が開通してからは、国道の利用者は激減し、地域経済に大きな影響を与えた。

そこで、A75利用者の一部を観光ルート（国道）に迂回させるため、「発見ルート」の第1号として、1993年「アラニオンの谷ルート」が整備された。

○整備の内容

最初の段階では、ルート標識の設置（高速道路上にも一般道路上にも）、景勝地等を紹介するパネルの設置、後方資料の作成配布等が行われ、その後、沿道の景観整備（駐車スペースの整備、清掃、建築物の修景、ライトアップ等）、観光事業（博物館、農民市場の開設）等が勧められた。



訪問した発見ルート

算、支援等にはルールはなく、自発的にルートを設定し広報活動を行っている。ただし、ルート（道）を設定せず都市だけを設定しているケースや関連する市等の協議会が存在しないケースもあり、様々である。

観光街道の始まりは、1936年のワイン街道から始まり、現在では155ルートが観光街道と呼べるものとして存在している。1/3が文化的テーマで、155ルートを選ぶ基準は特に定めていない。

このように、ドイツでは観光街道に係わらず、行政でなく民間が認定するという考え方が基本である。例えばギルド等がその代表的な形態である。

4-2 観光街道の運営について

運営については、ルートで協議会を設置しているケースが基本的であるが、行政（市）主導やパートナーが多い場合、地域活動がうまく進まないケースも見られる。

ルート全体としての活動の費用は、

4 アウスブルグ市の観光街道

4-1 観光街道とは

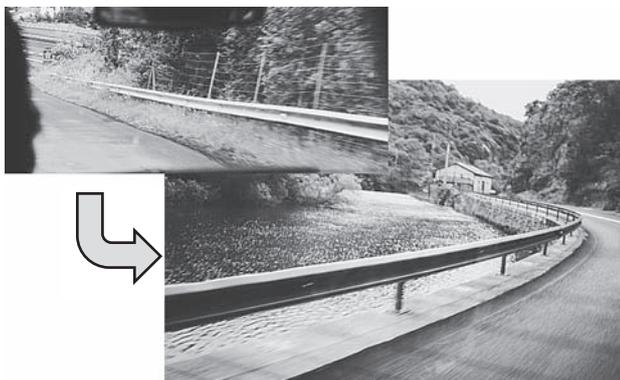
ドイツの観光街道は、観光地として栄えることを目的に、インフラ整備、雇用の確保、歴史郷土資産の保全意識もあわせて培われることに意義があるとしている。また、連携の方法や予



発見ルートを示す標識



休憩施設・駐車場の整備



ガードレールの塗装
(白⇒緑へ)



景勝地の説明版



美しい町並みや自然

沿線の市等からの分担金（人口比に応じた負担や一律負担等がある）や、EUから補助金をもらっているケース（文化補助の支援金）もある。州が負担しているケースもあり、特に決まりはない。

また、協議会等は、ルートを核に連携した広報が中心で観光のための広報、地図、パンフレット作成等を行っている。

4-3 協議会について

ロマンチック街道協議会は、所長、

秘書、企画者の3人で運営を行っている。

また、加盟市が年1回の総会や年4回の会議で、取組の方針、計画の確認、監査会等を行っている。

5 おわりに

フランス、ドイツでは、高齢化・過疎化対策など時代のニーズを的確に捉え、綿密な施策ビジョンを打出している。日本でも4月20日に取りまとめられた「日本風景街道の提言」の中にあ

るように、道を舞台とした地域活動が行われようとしている。この取組みが欧州と同様にニーズを的確に把握し、官民協働のもとにノウハウを遺憾なく発揮することができ、地域社会の活性化に寄与するきっかけになることを期待したい。



ロマンチック街道の様子と標識



ロマンチック街道に整備されている自転車道



観光スポットに設置された案内板や宿泊施設予約情報板